

第9回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 12 月 21 日（金）午前 9 時 30 分～11 時 30 分
開催場所	日野市役所 505 会議室
出席者	委員 12 名（学識経験者 2 名、行政 3 名、身体障害者団体 4 名、市民 3 名） サポート職員 7 名 事務局 7 名（都市計画課 4 名、日野市交通アクセスを考える会 1 名、コンサルタント 3 名）
配布資料	次第 資料 1 条例制定スケジュール（案） 資料 2 日野市ユニバーサルデザイン推進条例 「こんな条例にしてほしい」提言書 資料 3 条例制定へ向けての検討資料 《提言書作成の過程・提言書に基づく条例の文案検討》

1. 開会

資料確認

2. 委員会での審議と提言書の位置づけ・今後のスケジュール

事務局より説明（資料 1）

- ・パブリックコメント実施の方法としては、2 月 1 日号広報にて掲載予定。またホームページや市内図書館でも閲覧可能とする。公表資料については本日の資料 2 及び 3 とこれまでの委員会の議事録とする。

< 質疑応答 >

- ・整備基準についてはとりあえず東京都と 1 本化する方向で進める
- ・パブリックコメントについては、視覚障害者の方が対応できるような手段をとることで合意

（委員）まず第 1 に、東京都が来年 7 月に整備基準の見直しをしようとしているが、日野市の整備基準はどうするのか。第 2 にパブリックコメントをとる際は、視覚障害者の方でも対応できるように配慮を願う（読み上げる、図表については言葉で説明する、等）

（事務局）1 つ目の建築物等の基準については過渡期の条例ということで、とりあえずは東京都と 1 本化する方向で進めていきたい（第 26 条の適用除外を受ける）。2 つ目の視覚障害者の方への情報公開については、提言書にはかなりの図表が含まれるため、これらについては文章を別に用意し、ホームページ等で読み取れるようにするなど対応させて頂く。

（委員）視覚障害者でもホームページを使う人は限られているため、点字のものをお願いしたい。その場合は全文ではなく、要約でも良い。自分も協力する。あるいは音声録音したものを配布するという手段もある。

（事務局）要約したものについて、点字化したもの、録音したものを用意したい。

（委員）詳しいことを知りたい方については、別途問い合わせをということで良い。

(委員長) 東京都の状況によって変動するかもしれないが、現時点ではこのようなスケジュールで進めて頂きたい。

3. 委員会からの提言書について

事務局より説明(資料2)

<質疑応答>

ユニバーサルデザインの定義の中の用語を、「国籍」から「人種」へ修正

スパイラルアップを示す図に、情報センターを位置づけることを検討

こういった組織を設けるかは今後の検討課題。いずれにせよ、市民の意見を尊重し、参加を得ながらも、市が責任を持って、主体的に執行していくことが不可欠

「バリアフリー新法による基準」(p.47 図中)については、「バリアフリー新法」に修正

(委員) ユニバーサルデザインの定義については、「能力・年齢・性別・国籍等にかかわらず…」とあるが、「国籍」ではなくて「人種」ではないか。(p.8 及び 15)

p.36 で「白書の作成を担う組織を設置～情報センター機能を有する～」とあるが、p.31 のスパイラルアップの図でいうとどこにあてはまるのか。“個別”のスパイラルアップの図と“全体”のスパイラルアップの図の間に当てはまると思うが。

「ユニバーサルデザイン推進協議会」(p.41)と「白書の作成を担う組織」の関係は?

書きぶりの問題だが、p.47 上図にある「バリアフリー新法 “による基準” (法令基準)」の“～”は必要ないのではないか。

(事務局) ユニバーサルデザインの定義に関しては、「国籍」ではなく「人種」に修正させて頂く。

(委員長) 質問 についてはもう1度説明して頂きたい。

(委員) p.31 の図で説明すると、大きなスパイラルアップについては社会全体のスパイラルアップを目指そうとするもの。それを実現させるためにその下に個別のスパイラルアップというものがある。1つ1つの建物をスパイラルアップさせながら、相互に影響を与えることが期待されている。

つまり、市役所ではこういうことが問題になったから、次に生活センターを改修するときは市役所のケースで学んだことを活用しよう、また次に商業ビルを改修する機会があれば市役所や生活センターであったことを勉強して生かそう、とつながっていく必要がある。それをつなげることによって、社会全体のスパイラルアップが可能になる。市役所は市役所の調査、生活センターは生活センターの調査とばらばらに調査すると、調査項目も異なるし、書式も違うし、結局は、情報がどこにあるか誰もわからないことになってしまう。従って、情報を一元化して同じような書式で他のところに使えるような形にしておいた方が全体のスパイラルアップにつながやすい。

情報センターというのは、事後評価した情報を集めたり、あるいは（センター）自身が事後評価するというものを想定しており、それを p.36 に文言として入れているわけだが、それならば p.31 の図にも情報センターを位置づける必要があるだろう。

（委員長）帳尻を合わせてくださいということです。調査と評価の仕方は、建築物、道路、公園など、様々な分野によって少し違う。インフラの場合には、建築物とは考え方を变える必要があるかもしれない。例えば、同じ評価でも計画の事後評価とか、事前の代替案の評価とか、様々な評価があるが、それについては言及されていない。道路に適用する場合には、それらが特に重要になる。もっと厳密に議論しなければならないと思う。提案 については修正願う。

（副委員長）質問 に対する応えは？

（事務局）白書の作成は市長に義務付けられることになっており、そうすると議会に報告が必要になる。例えば、日野市の環境白書の場合、昔は市が作成していたが、今は環境情報センターを市役所とは別に設置し、「市民」が作り始めている。ユニバーサルデザインの白書についても、将来的には、そのよう仕組みをつくっていきたいと思っている。市が自分たちだけで作成するのではなく、市民主導でつくり、合わせて情報センター機能があればよいと考えている。

（委員長）日本において白書というと薄っぺらい感じがする。Planning Policy Guidance のような計画のしっかりとした位置づけが、日本の白書からはほとんど失われており、何なんだ一体？という感じがしている。日野市としても、わりと軽いものを想定していると考えてよろしいのか。

（事務局）重さはよくわからないが、環境白書はしっかりしたものをつくっている。データもきちんと数値で抑えているところもある。

（委員長）環境白書というと、CO2 は京都議定書を現在 30% ぐらいオーバーしているが、どうやったら二酸化炭素を減らせるかという行動基準のような具体的な基準まで、白書に入っているのも良いのではないか。

（事務局）濃淡ははっきりしないが、環境基本計画の中にうたわれているものについては、それがきちんとできているのかどうか、すなわち、「●部署で～の項目についてきちんとやっているのか」についてまで記載されている。

（委員）白書を作成する組織に関する説明はわかったが、その組織がユニバーサルデザイン推進協議会とどういう関係になるのか説明していただきたい。

（事務局）先ほど申し上げたかったことは、「市」が作成主体となって白書をつくるのではないということ。市民の方に客観的に判断してもらうということを示しているもので、それが協議会になるのか、あるいは新たな組織になるかはこれから検討していくことになる。

（委員長）市がつくるのではなくて、市民の意見を尊重してつくるとのことだろう。市民の意見を尊重するというのと、市が主体的にかなりこれを責任をもって執行をするというこの両方が必要だと思う。市民にお任せみたいな感じでなくて、あくまでも

役所が責任を持って行うという体制、その中に市民参画がきちんと位置づけられているという方が書き方としては適切ではないか。

(事務局) 環境基本条例については、市民が条例を作り、それを受けて市も主体的・積極に取り組んだという経緯がある。市が関係ないということではなく、市もきちんとやるが、そのチェックについては市民の方に関わっていただく、というプラスの方向で考えていただければと思う。

・審議会の役割としては、条例に基づいて作成されていくことになるユニバーサルデザイン推進計画や白書、基準・範囲の見直し等を審議し、進捗管理していくことが挙げられる。

(委員) p.41 の 1 . には「審議会」とあるが、「ユニバーサルデザイン推進協議会」との違い・関係は？

(事務局) 今後は、(提言書にある) 推進計画や白書を作成したり、様々な仕組みを動かすための仕掛けをつくったりしていくことになる。それらをつくっているのか? 進捗状況をきちんと把握し、条例に位置づけたことが実現していくようアドバイス・誘導していく「管理組織」が必要と考えている。

この組織には、公平な立場で見るという点から、本委員会と同じように学識経験者、関係市民、事業者、行政職員に参加して頂くことを想定しており、そこでは今回の提言書に書かれている推進計画、白書、基準・範囲の見直し、その他いろいろな仕組みづくり、さらには先年つくったバリアフリー基本構想の進み具合などを審議し、進捗管理するイメージをもっている。

事務局にて前文を読み上げ(資料 2、p.13)

< 質疑応答 >

・前文に対して出された指摘に基づき、必要な箇所を修正すること

(副委員長)(7 ポツ目)「日野市では、市民誰もが～、余暇文化活動含めた～」で、「余暇文化活動“を”含めた」とする。

(委員長)(2 ポツ目) 高幡不動や日野宿は「文化“的”な遺産」なのか? 「文化遺産」でよいのではないか。

(委員)(6 ポツ目)「～、今後迎える本格的な高齢社会への対応し、～」は「～、今後迎える本格的な高齢社会“へ”対応し、～」とする。

(委員長)(6 ポツ目) 既に本格的な高齢社会を迎えているので、ここについては表現を検討頂きたい。

(健康福祉部長)(2 ポツ目)「また、台地には～」について、この書きぶりだと高幡不動が「台地」にあるような印象を受けるので、「台地」はとったほうが良い。

(事務局)(上記につき) 了解

4．その他

前回議事録について変更点等があれば事務局へ（12/28 締切り）

提言書についても意見があれば早めに事務局へ（パブコメ前には修正したものを委員に郵送する予定）

事務局として、本委員会は市長へ提言書を提出することによって解散となるが、今後もしろいろと協力を請う機会があると思うため、宜しく願う。

5．閉会

以上